

給水装置及び貯水槽水道の管理について

(法第 31 条で準用する法第 24 条の 2 に基づく施行規則第 17 の 2 五)による情報提供

松塩水道用水管理事務所は松本市、塩尻市及び山形村に水道用水を供給するもので給水装置及び貯水槽水道の管理及び指導等はありません。

給水装置については、お住まいの市や村の水道担当課へお問い合わせください。

貯水槽水道については、お住まいの市や村の生活環境部局へお問い合わせください。

松本市上下水道局

(ホームページ <https://www.city.matsumoto.nagano.jp/jougesuidou/index.html>)

塩尻市水道事業部

(ホームページ <http://www.city.shiojiri.lg.jp/suido/index.html>)

山形村建設水道課

(電話 0263-98-3111)

注) 給水装置とは

道路などに埋設された水道管(配水管)から分岐して宅内に引き込まれた給水管、止水栓、水道メーター、給水栓等をいいます。

注) 貯水槽水道とは

団地、アパート、マンションやビルなどでは、屋上などに設置した貯水槽に一旦水をためてから各戸に給水しています。貯水槽を用いて給水する水道のことを貯水槽水道といいます。